

公益法人等との随意契約の適正化について（概要）

政府の契約は競争入札が原則であり、随意契約は例外。この原点に立ち帰り、国民の目線に立って厳格かつ徹底的に見直し

見直しの対象とした随意契約

○今回の緊急点検の対象とした随意契約（以下の基準により各府省が抽出）

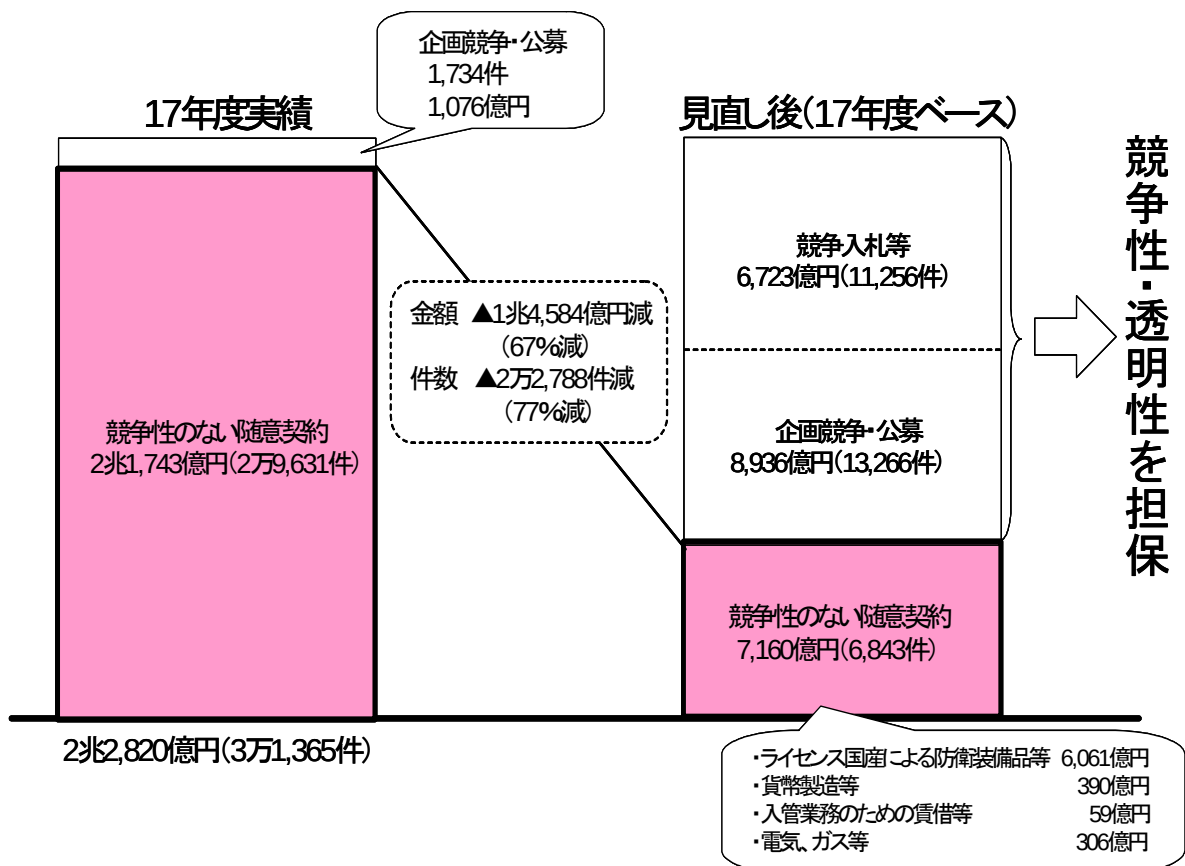
- ・ 契約年度 : 平成 17 年度
- ・ 契約主体 : 各府省（地方支分部局も含む。国会、裁判所、会計検査院も自主的に点検）
- ・ 契約の相手先 : 所管公益法人、独立行政法人、特殊法人、再就職者のいる民間法人等
- ・ 契約金額 : 100 万円以上（委託契約の場合）

見直しの結果

○全体の見直し状況

⇒ 競争性のない随意契約

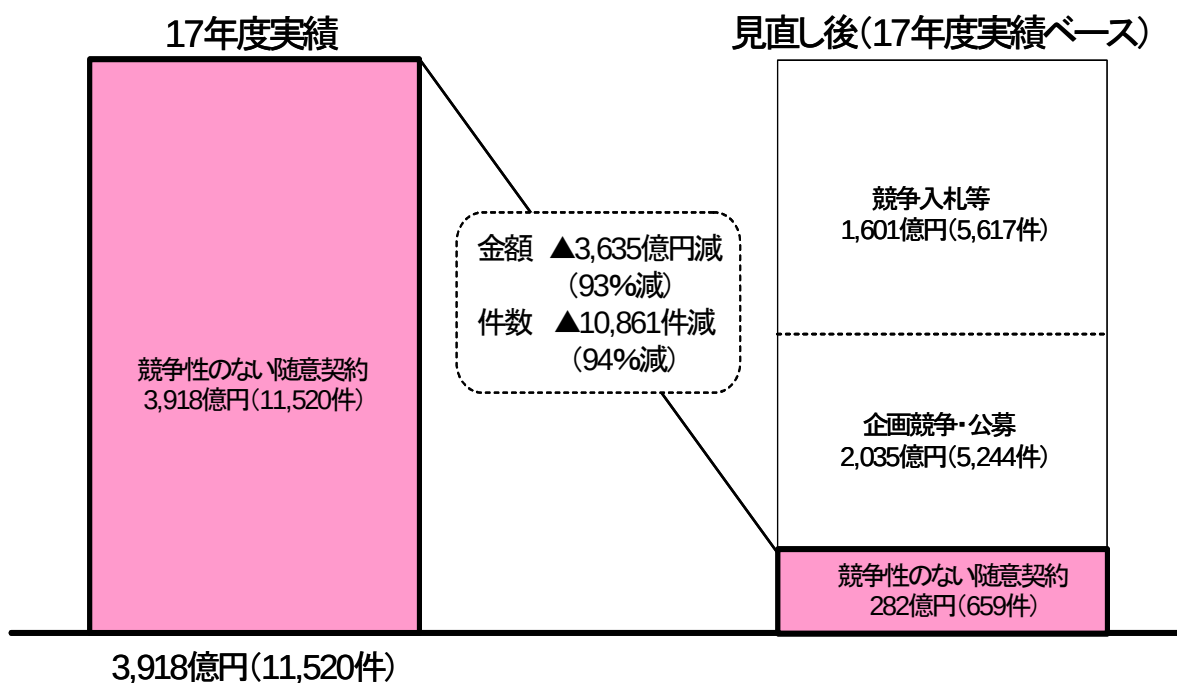
2 兆 1, 743 億円 ⇒ 7, 160 億円（▲1 兆 4, 584 億円、67%減）



○所管公益法人の見直し状況

⇒ 競争性のない随意契約

3,918億円 ⇒ 282億円 (▲3,635億円、93%減)



今後の取組み

- ・ 関係省庁連絡会議におけるフォローアップ
- ・ 今回の点検対象以外の随意契約の適正化
- ・ 情報公開の充実